

個別労働紛争解決制度の枠組み(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律)

相談者

総合労働相談コーナー(北海道労働局(1)、労働基準監督署(17)に設置:全18か所)

○民事上の個別労働相談

うち
紛争状態にあるもの

(主な相談内容)

- ①いじめ・嫌がらせ
- ②解雇
- ③自己都合退職

○法制度の問い合わせ
○労働基準法等の違反の疑いがあるもの等

労働基準監督署、公共職業安定所等
関係法令に基づく行政指導等

関係機関

- 都道府県(労政主管事務所、労働委員会)
- 裁判所
- 法テラス
- 民間ADR等

情報提供・連携

労働局長による
助言・指導

(主な申出内容)

- ①いじめ・嫌がらせ
- ②解雇
- ③自己都合退職

・話し合いの促進
・解決の方向性示唆

紛争調整委員会による
あっせん

(主な申請内容)

- ①いじめ・嫌がらせ
- ②解雇
- ③雇止め

・あっせん委員(弁護士等)による紛争当事者の合意形成

対象となる個別労働紛争の範囲

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律)

- (1) 解雇・雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更、退職勧奨等の労働条件に関する紛争
(労基法違反に該当するもの以外)
- (2) いじめ・嫌がらせ等職場環境に関する紛争
- (3) 会社分割による労働契約の承継、同業他社への就禁止等の労働契約に関する紛争
- (4) 募集・採用に関する紛争(但し、あっせんは対象外)
- (5) その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車等会社所有物の破損に係る損害賠償をめぐる紛争 など